

熊本市多核連携都市推進協議会運営要綱

制定 平成27年 3月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市多核連携都市推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するもの。

- (1) 人口減少・超高齢化社会に対応した都市空間の形成に関する事項
- (2) 拠点となる地域への都市機能集積に関する事項
- (3) 公共交通の利便性の高い地域への居住促進に関する事項
- (4) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に定める立地適正化計画等及びその実施に関する事項
- (5) その他協議会において必要と認める事項

2 協議会は、都市再生特別措置法第117条の規定に基づく市町村都市再生協議会を兼ねるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員若干名で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 多核連携都市の実現に際し密接な関係を有する者で、市長が必要と認めるもの
- (3) 本市に居住又は通勤通学する者で、公募のうえ選任されたもの
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議における協議のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庁内会議)

第8条 協議会を円滑に運営するため、庁内会議を置く。

2 庁内会議は、第2条第1項各号に掲げる事項その他協議会の円滑な運営のため必要な事項について検討する。

3 庁内会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 庁内会議の議長は、副市長をもって充てる。

5 庁内会議は、必要に応じ、議長が招集する。

6 議長は、必要に応じ、庁内に専門部会等を設置することができる。

(庶務)

第9条 協議会に関する庶務は、都市政策課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

庁内会議を構成する委員

1	副市長（都市建設局の事務事業を所管する副市長）
2	副市長（前項に掲げる以外の副市長）
3	理事
4	市長政策総室長
5	総務局次長（総務厚生課の事務事業を所管する次長）
6	財政局次長（財政課の事務事業を所管する次長）
7	財政局税務長
8	健康福祉子ども局次長（健康福祉政策課の事務事業を所管する次長）
9	健康福祉子ども局次長（医療政策課の事務事業を所管する次長）
10	健康福祉子ども局次長（保育幼稚園課の事務事業を所管する次長）
11	環境局次長（環境政策課の事務事業を所管する次長）
12	農水商工局次長（産業政策課の事務事業を所管する次長）
13	農水商工局次長（農業政策課の事務事業を所管する次長）
14	観光文化交流局次長（シティプロモーション課の事務事業を所管する次長）
15	都市建設局次長（都市政策課の事務事業を所管する次長）
16	都市建設局次長（建築計画課の事務事業を所管する次長）
17	都市建設局次長（道路整備課の事務事業を所管する次長）
18	都市建設局 交通政策総室長
19	都市建設局 熊本駅周辺整備事務所長
20	中央区役所次長（総務企画課の事務事業を所管する次長）
21	東区役所次長（総務企画課の事務事業を所管する次長）
22	西区役所次長（総務企画課の事務事業を所管する次長）
23	南区役所次長（総務企画課の事務事業を所管する次長）
24	北区役所次長（総務企画課の事務事業を所管する次長）
25	消防局次長（管理課の事務事業を所管する次長）
26	上下水道局次長（経営企画課の事務事業を所管する次長）
27	教育委員会事務局次長（教育政策課の事務事業を所管する次長）
28	都市政策研究所副所長